船橋市認可外保育施設通園児補助金交付要綱

（目的）

第１条　この要綱は、認可外保育施設に通園している幼児及び乳児の保護者に対し、認可外保育施設通園児補助金（以下「補助金」という。）を交付することにより、保護者の経済的負担軽減を図り、もって児童福祉の増進に寄与することを目的とする。

（定義）

第２条　この要綱において、「認可外保育施設」とは、児童福祉法（昭和２２年法律第１６４号。以下「法」という。）第６条の３第９項、第１０項に規定する業務又は第３９条第１項に規定する業務を目的とする施設であって法第３４条の１５第２項若しくは第３５条第４項の認可又は就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成１８年法律第７７号。以下「認定こども園法」という。）第１７条第１項の認可を受けていないもの（法第５８条の規定により児童福祉施設若しくは家庭的保育事業等の認可を取り消されたもの又は認定こども園法第２２条第１項の規定により幼保連携型認定こども園の認可を取り消されたものを含む。）であり、法第５９条の２第１項により届出されている施設をいう。ただし、次の各号のいずれかに該当する施設を除く。

⑴　子ども・子育て支援法（平成２４年法律第６５号。以下「支援法」という。）第５９条の２に規定する仕事・子育て両立支援事業のうち、企業主導型保育事業を行う施設

⑵　認定こども園法第３条第１項の認定を受けた施設

⑶　支援法第３０条の１１第１項に規定する特定子ども・子育て支援施設等に該当しない施設

２　この要綱において、「通園児」とは、認可外保育施設に通園している幼児及び乳児をいう。ただし、次の各号のいずれかに該当する者を除く。

⑴　満３歳に達する日以降の最初の３月３１日を経過した者

⑵　満３歳に達する日以降の最初の３月３１日までにある者のうち、その保護者及び当該保護者と同一の世帯に属する者が支援法第３０条の４第３号に規定する市町村民税非課税者であるもの

⑶　法第６条の３第９項から第１２項に規定する業務又は第３９条第１項に規定する業務を目的とする施設であって法第３４条の１５第２項若しくは第３５条第４項の認可又は認定こども園法第１７条第１項の認可を受けている施設を利用している者

⑷　支援法第５９条の２に規定する仕事・子育て両立支援事業のうち、企業主導型保育事業を行う施設を利用している者

⑸　認定こども園法第３条第１項または第３項の認定を受けた施設を利用している者

⑹　学校教育法（昭和２２年法律第２６号）第２２条に規定する目的で設置され、同法第４条に規定する認可を受けた幼稚園及び同法第４条の２に規定する届出がされた幼稚園を利用している者

３　この要綱において、「保護者」とは、通園児の親権者、後見人その他の者で、通園児を現に監護しているものをいう。

４　この要綱において、「利用料」とは、認可外保育施設で保育の提供を受ける際、保護者が負担した費用をいう。ただし、次の各号に掲げる費用を除く。

⑴　日用品、文房具その他保育に必要な物品の購入に要する費用
⑵　行事への参加に要する費用
⑶　食事の提供に要する費用
⑷　通園する際に提供される便宜に要する費用
⑸　前各号に掲げるもののほか、提供される保育に要する費用のうち、保育の提供を受けるうえで通常必要とされるものに係る費用であって、保護者に負担させることが適当と認められるもの

（補助金交付対象者）

第３条　補助金の交付を受けることができる保護者は、次に掲げる要件を備えたものとする。ただし、市長が必要があると認める場合は、この限りでない。

⑴　市内に在住し、かつ住民基本台帳に登録されている者
⑵　認可外保育施設に月６４時間以上、保育を継続して委託している者
⑶　補助金の対象となる月に、当該通園児に対する支援法第３０条の１１に規定する施設等利用費の支給を受けていない者
⑷　次のいずれかの事由に該当すること
ア　１月において、６４時間以上労働することを常態とすること
イ　疾病にかかり、若しくは負傷し、又は精神若しくは身体に障害を有していること
ウ　親族（長期間入院等をしている親族を含む。）を介護又は看護していること
エ　震災、風水害、火災その他の災害の復旧に当たっていること
オ　妊娠中（出産予定月の前２月（多胎妊娠の場合は出産予定月の前４月）以内）であるか又は出産後間がない（出産日から起算して８週間を経過する日の翌日が属する月の末日までの期間）こと
カ　求職活動（起業の準備を含む。）を継続的に行っていること。ただし、求職活動を開始した日から起算して９０日を経過する日が属する月の末日までの期間とする。
キ　学校教育法（昭和２２年法律第２６号）第１条に規定する学校、同法第１２４条に規定する専修学校若しくは同法第１３４条第１項に規定する各種学校その他これらに準ずる教育施設に在学していること、又は職業能力開発促進法（昭和４４年法律第６４号）第１５条の７第３項に規定する公共職業能力開発施設において行う職業訓練、同法第２７条第１項に規定する職業能力開発総合大学校において行う指導員訓練若しくは職業訓練若しくは職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律（平成２３年法律第４７号）第４条第２項に規定する認定職業訓練その他の職業訓練を受けていること
ク　育児休業又は育児休業に準ずるものとして市長が認める休業をする場合であって、当該保護者の当該休業に係る児童以外の児童が、当該休業の間に認可外保育施設を利用することが必要であると認められること
ケ　育児休業又は育児休業に準ずるものとして市長が認める休業をする場合であって、当該保護者の当該休業に係る児童が当該休業終了後に認可外保育施設を利用することが必要であると認められ、かつ、当該休業終了後に当該保護者が１月において６４時間以上労働することを常態とすること。ただし、月の１日から１５日までの間に就業を開始する場合は、当該月の前月１日から就業を開始する日の前日までの期間、月

の１６日から末日までの間に就業を開始する場合は、当該月の１日から就業を開始する日の前日までの期間とする。

⑸　現に監護している通園児が、市内に在住し、かつ住民基本台帳に登録されていること

（補助金額）

第４条　補助金の額は、利用料とし、月額３０，０００円を限度とする。

（交付申請及び交付決定）

第５条　補助金の交付を受けようとする保護者（以下「申請者」という。）は、市長が指定する日までに船橋市認可外保育施設通園児補助金交付申請書（第１号様式）に、第３条に規定する交付の要件を確認できる書類、認可外保育施設を設置運営する者が交付する証明書及び必要書類を添えて、市長に申請しなければならない。

２　前項の認可外保育施設を設置運営する者が交付する証明書として認めるものは、通園児名、生年月日、認可外保育施設の名称、利用料、認可外保育施設の利用月及び月の契約時間が証明されているものとする。

３　市長は、第１項の規定による申請を受理したときは、その内容を審査し、交付の可否を決定し、その旨を船橋市認可外保育施設通園児補助金交付可否決定通知書（第２号様式）により、申請者に通知する。

（補助金の交付）

第６条　前条第１項の規定による申請に係る補助金については、同条第３項に規定する交付決定後に、申請者が指定する口座に振り込むものとする。

（交付決定の取消等）

第７条　偽りその他不正の手段により補助金の交付決定を受け、又は補助金の交付を受けた者があるときは、市長は、補助金の交付決定を取り消し、又は補助金の交付決定を取り消した上、既に交付した補助金の全部若しくは一部を返還させるものとする。

２　補助金の交付を受けた後に、補助金の対象となった月について、当該通園児に対する支援法第３０条の１１に規定する施設等利用費の支給を受けた者があるときは、市長は補助金の交付決定を取り消した上、既に交付した補助金を返還させるものとする。

附　則

（施行期間）

１　この要綱は、昭和５２年４月１日から施行する。

（船橋市簡易保育所通園児補助金交付要綱及び船橋市簡易保育所通園乳児要綱の廃止）

２　船橋市簡易保育所通園児童補助金交付要綱（昭和４８年船橋市要綱）及び船橋市簡易保育所通園乳児補助金交付要綱（昭和５０年船橋市要綱）は廃止する。

附　則

この要綱は、昭和５２年１２月１日から施行し、昭和５２年１０月１日から適用する。

附　則

この要綱は、昭和５３年６月１日から施行し、昭和５３年４月１日から適用する。

附　則

この要綱は、昭和５３年１１月１日から施行し、昭和５３年７月１日から適用する。

附　則

この要綱は、昭和５４年９月１日から施行し、昭和５４年４月１日から適用する。

附　則

この要綱は、昭和５５年１０月１日から施行し、昭和５５年４月１日から適用する。

附　則

この要綱は、昭和５６年１０月１日から施行し、昭和５６年４月１日から適用する。

附　則

この要綱は、昭和５７年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は、昭和５８年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は、昭和６０年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は、平成元年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は、平成１０年８月１日から施行し、平成１０年４月１日から適用する。

附　則

この要綱は、平成１２年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は、平成１５年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は、平成１６年１０月１日から施行する。

附　則

この要綱は、平成１６年１２月１日から施行する。

附　則

この要綱は、平成１９年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は、平成２４年７月９日から施行する。

附　則

この要綱は、平成２６年４月１日から施行する。

附　則

（施行期日等）

１　この要綱は、平成２７年７月１日から施行し、平成２７年４月１日から適用する。

（経過措置）

２　前項の規定にかかわらず、平成２７年４月１日から同年６月３０日までの間に認可外保育施設に通園していた幼児及び乳児の保護者に対する補助金の交付に係る同年４月１日から平成２８年３月３１日までの間における改正後の第３条の規定の適用については、なお従前の例によることができる。

附　則

この要綱は、平成２８年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は、平成２９年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は、平成３０年５月１８日から施行する。

附　則

（施行期日等）

１　この要綱は、令和元年１０月１日から施行する。

（経過措置）

２　前項の規定にかかわらず、令和元年９月において認可外保育施設と船橋市私立幼稚園就園奨励費補助金交付規則（昭和５４年３月３０日。規則第２３号。）第２条第１項に規定する私立幼稚園を併用する通園児の保護者に対する補助金の交付にかかる同年１０月１日から令和２年３月３１日までの間における第３条の規定の適用については、なお従前の例によることができる。

ただし、通園児補助金交付額（令和元年９月通園分）と船橋市私立幼稚園就園奨励費補助金交付規則に基づき交付される交付額（令和元年４月から令和元年９月までの在籍について交付される交付額を在籍月数で除した金額。以下「幼稚園就園奨励費交付額」という。）を合算した額と、子ども・子育て支援法第３０条の１１の規定に基づき支給される施設等利用費の支給額（令和元年度１０月分から３月分までの各月の支給額）との差額とし、月額上限１１，３００円（幼稚園にかかる施設等利用費以外の施設等利用費の支給がある場合は、１１，３００円よりその額を控除した額を上限額とする。）を支給するものとする。

この場合において、保護者は幼稚園就園奨励費交付額を船橋市が確認することを同意し、必要書類を添えて申請するものとする。

附　則

この要綱は、令和２年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は、令和２年７月１日から施行し、令和２年４月１日から適用する。

附　則

この要綱は、令和３年５月２４日から施行し、令和３年４月１日から適用する。

附　則

この要綱は、令和４年４月１日から施行する。

附　則

１　この要綱は、令和５年４月１日から施行する。

２　船橋市認証保育所通園児補助金交付要綱は廃止する。ただし、令和４年４月１日から令和５年３月３１日までの間における認証保育所通園児補助金については、当該要綱の規定を適用するものとし、本要綱の規定は適用しない。

附　則

（施行期日等）

１　この要綱は、令和６年１０月１日から施行する。ただし、改正後の第２条第１項第３号の規定は、令和７年４月１日から施行する。

（経過措置）

２　令和６年１０月１日から令和７年３月３１日までの間における第２条第２項第２号の

規定の適用については、支援法第３０条の１１第１項に規定する特定子ども・子育て支援施設等に該当しない認可外保育施設に通園している者を除く。

第1号様式

船橋市認可外保育施設通園児補助金交付申請書

船橋市長　あて

〒

申請者（保護者・振込先）　現　住　所

日中連絡がとれる電話番号

ふ り が な

氏　　名

認可外保育施設通園児補助金の交付について、関係書類を添えて申請します。
なお、審査にあたり、課税状況を船橋市が確認することに同意します。

1．家族構成及び就労状況

	氏　名	続柄	生年月日	
ふりがな 児童氏名		本人	R　・　・	勤務先名称 就労証明書の記載内容と同じものを記入してください
児童の世帯員			SHR　・　・	
			SHR　・　・	
			SHR　・　・	
			SHR　・　・	

2．通園の状況　※利用料は、施設が記入する「領収証兼特定子ども・子育て支援提供証明書」の「利用料」の額を記入してください。

施設名							
通園月		月の保育契約時間数（以上・未満に〇）	利用料※	通園月		月の保育契約時間数（以上・未満に〇）	利用料※
1期	4月	64 時間 以上・未満	円	3期	10 月	64 時間 以上・未満	円
	5月	64 時間 以上・未満	円		11 月	64 時間 以上・未満	円
	6月	64 時間 以上・未満	円		12 月	64 時間 以上・未満	円
2期	7月	64 時間 以上・未満	円	4期	1月	64 時間 以上・未満	円
	8月	64 時間 以上・未満	円		2月	64 時間 以上・未満	円
	9月	64 時間 以上・未満	円		3月	64 時間 以上・未満	円

3．振込口座　**口座名義は申請者の方**をご記入ください。前回の申請から変更がない場合は「同一の口座を希望する」にチェックし、初回申請時及び口座を変更する場合は、「以下の口座を希望する」にチェックし口座情報をご記入ください。

☐ **前回振込口座と同一の口座を希望する**　　☐ **以下の口座を希望する**

金融機関名	預金種目	☐ 普通　☐ 当座
銀行・信用金庫 農協・信用組合	口座番号	
支店 出張所	口座名義 （カタカナで記入）	

第２号様式

年　　月　　日

船橋市認可外保育施設通園児補助金交付可否決定通知書

様

船橋市長

年　　月　　日付けで申請のあった認可外保育施設通園児補助金の交付については、下記のとおり決定したので通知します。

記

１．交付する。　　交付決定額　　円

内　　訳

児童名：

対象月	補　助　金　額	対象月	補　助　金　額
４月	円	10 月	円
５月	円	11 月	円
６月	円	12 月	円
７月	円	１月	円
８月	円	２月	円
９月	円	３月	円
		合　計	円

２．交付しない。

理由